

明海大学 不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第142回



佐藤 寿哉

不動産学部2年

【学生の目】
浦安市の住宅街で写真の開発が気になった。土地が分割され、2区画の戸建て住宅として開発されている。分割後の両敷地は必ずしも広いとはいはず、むしろ狭小だ。

奥まった敷地が路地状敷地である」と、敷地境界線付近に3段のコンクリートブロックを積んでいることが、狭小な印象を一層強くしている。

土地をよく見ると深層混合処理工法による地盤改良を行っている。液状化対策を兼ねている可能性もある。軟弱地盤対策にお金をかけて安く

いた。土地細分型の開発がなぜ行われるのか。まず、需給関係から考える。需要者のメリットとして、相対的に安い価格で一戸建ての持家が入手でき、同価格帯でマンションを購入することと比較して共同管理の煩わしさがない。供給者のメリットとして、売れ残りにくい、収益率が高い、建

全な住宅を造るのだから、住環境も快適にしたいものだ。

土地細分型の開発がなぜ行われるのか。まず、需給関係から考える。需要者のメリットとして、相対的に安い価格で一戸建ての持家が入手でき、同価格帯でマンションを購入することと比較して共同管理の煩わしさがない。供給者のメリットとして、売れ残りにくい、収益率が高い、建

土地区画整理法は、良好な住

宅地を造る法の趣旨に合わない

過小宅地を規定して、一定規模

となるよう増換地をすることや

換地を定めることで対応す

る。過小宅地は100m²が自安

き、同価格帯でマンションを購入す

ることと比較して共同管理の煩わしさがない。供給者のメリットとして、立地として新規開発された地域で、土地区画整理法の適用はなく、道路側の宅地は100m²より狭い。つまり行政法では防げない。

ミニ開発と土地利用

融通し合い広く使う工夫を

売住宅は注文住宅より建設が容易、投下資本の回収期間が短いなどがあ

る。つまり両者にメリットがある。

次に、行政法の観点から考える。

建物の敷地面積については建築基準

法53条の2にもとづき、200m²を

超えない数値を指定すれば、その地

域では指定値以上の敷地面積を確保

しなければならない。ミニ開発を考

この規定は適用されていない。

自分の土地を自分のものとして明

確にし、排他的に使えるのが

融通しあって「広く使う」ことがポ

ガ、都市部の狭小住宅では、

かにする方法として、旗竿地を巧み

に生かしてコモンスペースとする方

法(富山大貴「不動産の不思議第8

回」13年11月12日号)や駐車スペー

スを共用化する方法(西田一輝「不

動産の不思議第104回」15年10月

13日号)がある。いずれも、日常の

利用において敷地境界線を「無くす」

「二重螺旋」の遺伝子となつて高ま

る。公法は「最低限」と硬直性を、

私法は有用性についての認識不足を克服する必要がある。ストック時代に不可避となる可変性と不变性の均衡、換言すれば資産形成の要点だ。



2区画に分けられた建売住宅の開発現場